

ライブコマース 監督管理 弁法

(2025 年 12 月 18 日 付け 国家市場監督管理 総局、国家インターネット 情報弁公室 令第 117 号 により 公布、2026 年 2 月 1 日 日より 施行)

第一章 総 則

第 1 条 ライブコマースの監督管理を強化し、消費者及び事業者の合法的權益を保護し、ライブコマースの健全な発展を促進するために、「中華人民共和国電子商取引法」、「中華人民共和国消費者權益保護法」、「中華人民共和国サイバーセキュリティ法」等の法律に基づき、本弁法を制定する。

第 2 条 中華人民共和国の領域内におけるライブコマース活動の実施及び市場監督管理、インターネット情報部門が職責に基づき行う監督管理に、本弁法を適用する。

本弁法におけるライブコマースとは、ウェブサイト、アプリケーションプログラム等を通じて、動画のライブ配信、音声のライブ配信又は複数種類のライブ配信を組み合わせる等の形式により商品を販売し、又はサービスを提供する事業活動をいう。

本弁法におけるライブコマースプラットフォーム事業者とは、ライブコマース活動において、取引の双方又は複数の当事者が取引活動を独立して実施することができるように、ネットワーク上の事業場所、取引仲介、情報配信等のサービスを提供する法人又は非法人組織をいう。

本弁法におけるライブ配信ルーム運営者とは、ライブコマースプラットフォーム上でアカウントを登録し、又は自前のウェブサイト、その他のオンラインサービスを通じて、ライブ配信ルームを開設し、ライブコマース活動に従事する自然人、法人及び非法人組織をいう。他者のライブ配信ルームを実際に運営する場合も、本弁法の規定に従いライブ配信ルーム運営者の相応の義務を履行しなければならない。

本弁法におけるライブコマース配信者とは、ライブコマース活動において一般大衆向けに商品又はサービスの宣伝、紹介活動を直接行う自然人をいう。

本弁法におけるライブコマース配信者サービス機関とは、ライブコマース配信者がライブコマース活動に従事するにあたり、企画、運営、仲介、研修及び技術的支援等のサービスを提供する機関をいう。

第 3 条 ライブコマース活動に従事する場合には、自由意志、平等、公平、信義誠実の原則に従い、法律、法規、規則及び商業道徳、公序良俗を順守し、市場競争に公平に参加し、政府による監督管理及び社会による監督を受け入れ、良好なライブコマースのエコシステムを構築しなければならない。

第 4 条 ライブコマースの監督管理は、イノベーションを奨励し、最低ラインを厳守し、オンライン・オフライン一体型の監督管理を行う原則を堅持し、ライブコマースの健全な発展に資する市場環境を醸成し、質の高い発展を推進し、人々の高まり続ける幸福な生活へのニーズを満たす等の面において、ライブコマースの重要な役割を十分に発揮させなければならない。

第 5 条 ライブコマースプラットフォーム事業者、ライブ配信ルーム運営者が首問負責¹、先

¹ (和訳参考説明) 最初に相談・問合せを受けた担当者が、その案件の回答・処理等の対応に責任を持つ仕組み。

行賠償、オンライン紛争解決等の制度を構築・整備し、ライブコマース分野における消費者紛争を速やかに予防、解決することを奨励する。

関連の業界団体が業界の自主規制を強化し、業界規範を構築・整備し、業界の信用構築を推進し、本業界の事業者が市場競争に公平に参加し、消費者の合法的権益を自覚的に保護するよう監督、指導することを奨励する。

消費者団体がライブコマース活動に対する社会による監督を強化し、消費者の合法的権益を保護することを奨励する。

第二章 ライブコマースプラットフォーム事業者

第 6 条 ライブコマースプラットフォーム事業者は、ライブ配信アカウントの登録・抹消、プラットフォーム内取引の行為規範、商品及びサービスの品質保証、消費者権益の保護、個人情報保護、ネットワーク及びデータの安全な保護並びにライブ配信ルーム運営者、ライブコマース配信者、ライブコマース配信者サービス機関の管理等のメカニズムを構築・整備しなければならない。

ライブコマースプラットフォーム事業者は、ライブコマース情報内容の管理を強化し、内容審査メカニズムを構築・整備し、良好なライブコマースのエコシステムを構築しなければならない。

第 7 条 ライブコマースプラットフォーム事業者は、公開、公平、公正の原則に従い、プラットフォームサービス利用規約及び取引規則（以下、「プラットフォーム規則」という）を制定し、ライブコマースプラットフォーム事業者、ライブ配信ルーム運営者、ライブコマース配信者、ライブコマース配信者サービス機関等の主体の権利及び義務を明確化し、かつ目立つ方法により関連の主体に重大な利害関係を有する内容について注意喚起しなければならない。

ライブコマースプラットフォーム事業者は、プラットフォーム規則においてライブ配信ルーム運営者、ライブコマース配信者サービス機関に対して、ライブコマース配信者の募集、研修、使用、管理等の業務の規範化を要求しなければならない。

第 8 条 ライブコマースプラットフォーム事業者は、プラットフォームへの入会を申請し、ライブコマース活動に従事するライブ配信ルーム運営者に対して、その名称（氏名）、統一社会信用コード（身分証明書番号）、実際の事業所所在地、連絡方法、行政許可等に関する真の情報の提供を要求し、確認、登記を行い、登記記録を作成し、かつ少なくとも 6 か月ごとに確認・更新を行わなければならない。

ライブコマースプラットフォーム事業者は、ライブ配信ルーム運営者に対して、ライブコマース配信者が初めてライブ配信を行う前に、誤りのないことが確認された当該従事者の氏名、身分証明書番号、通常の居所、連絡方法、所属するライブコマース配信者サービス機関及びライブコマース活動に関する専門資格、職業・職務等の身元情報の提供を要求し、ライブ配信ルーム運営者による確認義務の履行に対して技術的支援を提供し、かつ監督を行わなければならない。

ライブコマースプラットフォーム事業者は、ライブコマース配信者の真の身元情報を動的に確認する制度を構築、実行しなければならないが、真の身元情報に合致しない者、又は国の関連規定に従いライブコマース活動に従事してはならない者に関連サービスを提供してはならない。

第 9 条 ライブコマースプラットフォーム事業者は、毎年 1 月と 7 月にそれぞれプラットフ

ホーム所在地の省級市場監督管理部門にライブ配信ルーム運営者、ライブコマース配信者に関する次の各号に掲げる身元情報を報告しなければならない。

(一) 事業主体登記手続きがすでに行われているライブ配信ルーム運営者の名称（氏名）、統一社会信用コード、実際の事業所所在地、連絡方法、ライブ配信アカウント等の情報

(二) 事業主体登記手続きが行われていないライブ配信ルーム運営者の氏名、身分証明書番号、実際の事業所所在地、連絡方法、ライブ配信アカウント等の情報

(三) ライブコマース配信者の氏名、身分証明書番号、通常の居所、連絡方法、所属するライブコマース配信者サービス機関及びライブコマース活動に関する専門資格、職業・職務等の情報

第 10 条 ライブコマースプラットフォーム事業者は、ライブコマース配信者の研修メカニズムを構築・整備し、毎年ライブコマース配信者に対して研修を実施しなければならない。初めてライブコマース活動に従事するライブコマース配信者にライブ配信サービスを提供する前に、オンライン取引、オンライン情報セキュリティに関する法律、法規、規則及び製品品質の安全、消費者権益の保護、プラットフォーム規則等に関する研修を実施しなければならない。ライブコマース配信者は、研修を受ける時に虚偽行為を行い、又は研修への参加を拒絶してはならない。

ライブコマースプラットフォーム事業者は、ライブ配信ルーム運営者、ライブコマース配信者サービス機関によるオンライン取引、オンライン情報セキュリティに関する法律、法規、規則の勉強会を毎年実施し、関係部門の業務要件を速やかに通告しなければならない。

第 11 条 ライブコマースプラットフォーム事業者は、プラットフォーム規則を通じて、ライブ配信ルーム運営者の分級分類管理制度を構築・整備し、ライブ配信ルーム運営者の法令遵守状況、フォロワー数及びアクセス数、取引規模、販売する商品又はサービスの種類及びその他の指標に基づき、相応の管理措置を講じなければならない。そのうち、フォロワー数が多く、取引規模が大きく、ライブコマース配信者の影響力が高く、何度も違法行為が発生し、又は消費者の生命・健康に係る商品又はサービスを取り扱うライブコマース活動に従事するライブ配信ルーム運営者に対して、技術的なモニタリング、リアルタイムの巡回等の管理措置を講じなければならない。

ライブコマースプラットフォーム事業者がライブ配信ルーム運営者信用評価指標体系を構築・整備し、市場監督管理、インターネット情報部門が法により共有し、又は通告する経営異常名簿、重大違法・信用失墜名簿、行政処罰、信用回復等の情報を信用評価指標体系に組み入れ、かつ信用評価結果に基づき、相応の管理措置を講じることを奨励する。

第 12 条 ライブコマースプラットフォーム事業者は、プラットフォーム規則を通じて、プラットフォーム内の違法行為処分制度を構築・整備し、法律、法規、規則に違反したライブ配信ルーム運営者、ライブコマース配信者、ライブコマース配信者サービス機関に対して、警告、機能の制限、通信トラフィックの制限、ライブ配信の一時停止、期限付きの配信停止、アカウントの閉鎖、アカウントの再登録の禁止、ブラックリストへの掲載等の処分措置に関する具体的な事由、手続き及び対応する救済手段を明確にしなければならない。処分措置の種類及び程度は、関連の違法行為の事実、性質、情状、社会に対する危害の程度等に相当するものでなければならない。

市場監督管理、インターネット情報部門が、調査・確認を経て、関連のライブ配信ルーム運営者、ライブコマース配信者、ライブコマース配信者サービス機関の違法な状況をライブコマ

ースプラットフォーム事業者に通報した場合には、ライブコマースプラットフォーム事業者は、関連の法律、法規、規則及びプラットフォーム規則に基づき、速やかに前項の規定に従い相応の処分措置を講じなければならない。

ライブコマースプラットフォーム事業者は、処分措置を講じた場合には、関連の記録を保存し、法により速やかにプラットフォーム所在地の県級以上の市場監督管理、インターネット情報部門に報告し、かつライブ配信ルーム運営者、ライブコマース配信者、ライブコマース配信者サービス機関の法令遵守状況を評価する際の参考としなければならない。そのうち、アカウントの閉鎖、アカウントの再登録の禁止、ブラックリストへの掲載等の処分措置を講じた場合には、同時にプラットフォーム所在地の省級市場監督管理、インターネット情報部門に報告しなければならない。

第 13 条 ライブコマースプラットフォーム事業者は、リスク識別制度を構築・整備し、その事業規模に適したライブ配信管理専任者を配置し、ライブコマース活動に対する動的モニタリングを強化し、ライブ配信中の違法行為に対して警告、通信トラフィックの制限、ライブ配信の一時停止等の処分措置を速やかに講じなければならない。

第 14 条 ライブコマースプラットフォーム事業者は、プラットフォーム規則を通じて、ブラックリスト制度を構築・整備し、市場監督管理、インターネット情報分野の法律、行政法規に著しく違反したライブ配信ルーム運営者、ライブコマース配信者、ライブコマース配信者サービス機関をブラックリストに掲載しなければならない。

ライブコマースプラットフォーム事業者は、関連の主体をブラックリストに掲載した場合には、法律、行政法規に違反した事実、理由及び根拠、ブラックリストに掲載する具体的な期間及び対応する申立て手段について速やかに告知しなければならない。関連の主体が申立てを提出した場合には、申立て事項に対して必要な審査を行い、客観的かつ公正に処理を行い、かつ速やかに処理結果を当該主体に告知しなければならない。

ライブコマースプラットフォーム事業者は、ブラックリストに掲載された関連の主体に対する管理を強化し、必要な措置を講じて当該主体がブラックリストへの掲載期間に、アカウントの変更、アカウントの再登録等の方法を通じて、懲戒を逃れることがないようにしなければならない。ブラックリストへの掲載期間が満了した場合には、当該主体を除外し、かつ同時に対応する処分措置を解除しなければならない。

ライブコマースプラットフォーム事業者間においてブラックリストに関する情報を共有し、関連の主体に対して信用管理措置を講じることを奨励する。

第 15 条 ライブコマースプラットフォーム事業者は、ライブ配信ルーム運営者が法により情報公示義務を履行するために必要な技術的支援を提供しなければならない。ライブ配信ルーム運営者が公示した情報に変更が生じた場合には、3 営業日以内に変更状況をライブコマースプラットフォーム事業者に報告しなければならない。ライブコマースプラットフォーム事業者は、7 営業日以内に確認し、公示の更新を完了させなければならない。

第 16 条 ライブコマースプラットフォーム事業者は、技術的手段を通じて、取引情報の完全性を確保しなければならない。取引情報には、ライブ配信アカウント、関連の商品又はサービスのライブ配信動画のアーカイブ記録、ライブ配信中の双方向のやり取りの情報、消費者の注文成立時の商品又はサービスの詳細説明画面のスクリーンショット、カスタマーサービス記録、決済記録、物流・配送、返品・交換及びアフターサービス等に関する情報を含めなければならない。上述の取引情報の保存期間は、取引が完了した日から 3 年以上とする。法律、行政法規

に別段の定めがある場合には、その定めに従う。

第 17 条 ライブコマースプラットフォーム事業者は、効果的な措置を講じて、ライブ配信ルーム運営者、ライブコマース配信者が人工知能等の技術的手段を利用し、虚偽の又は誤解を招くビジネス情報を捏造、拡散し、他人を装って商業宣伝を行い、消費者及びその他の事業者を欺き、誤導する行為を予防、処分しなければならない。

第 18 条 ライブコマースプラットフォーム事業者は、消費者権益保護制度の構築・整備を通じて、消費者紛争解決メカニズムを明確にしなければならない。消費者紛争が発生した場合には、ライブコマースプラットフォーム事業者は、消費者の要求に基づきライブ配信ルーム運営者、ライブコマース配信者に関する情報及び関連の取引記録等の必要な情報を提供しなければならない。

第 19 条 ライブコマースプラットフォーム事業者は、ライブ配信ルーム運営者、ライブコマース配信者が販売する商品又は提供するサービスが人身、財産の安全の保障に関する要件に合致しないこと、又は消費者の合法的権益を侵害するその他の行為があったことを知り、又は知るべきであった場合には、法により必要な措置を講じなければならない。

第 20 条 ライブコマースプラットフォーム事業者は、苦情メカニズムを構築・整備し、処理手順及びフィードバック期限を明確化し、消費者の苦情を速やかに処理し、かつ信義誠実の原則に反してプラットフォーム苦情メカニズムを濫用する行為を識別、予防及び処分するための必要な措置を講じなければならない。

苦情が集中しているライブ配信ルーム運営者、ライブコマース配信者に対して、ライブコマースプラットフォーム事業者は、速やかに技術的なモニタリング、リアルタイムの巡回等の管理措置を講じなければならない。

ライブコマースプラットフォーム事業者は、調査を経て事実と確認された苦情の状況をライブ配信ルーム運営者、ライブコマース配信者、ライブコマース配信者サービス機関の法令遵守状況を評価する際の参考としなければならない。

第 21 条 ライブコマースプラットフォーム事業者は、市場監督管理、インターネット情報部門が法により実施する監督検査、案件調査、事故処理、欠陥消費財の回収、消費者紛争処理等の監督管理法執行活動に積極的に協力し、関連のライブ配信ルーム運営者、ライブコマース配信者の身元情報、商品又はサービス情報、取引情報等を事実即して提供しなければならない。

第 22 条 市場監督管理部門は、法によりライブ配信ルーム運営者、ライブコマース配信者に対して調査を実施し、上述の主体が実際の事業所所在地、通常の居所を通じて連絡が取れないことを発見した場合には、速やかにライブコマースプラットフォーム事業者に通報しなければならない。

ライブコマースプラットフォーム事業者は、市場監督管理部門の通報を受けた日から 5 営業日以内に関連のライブ配信ルーム運営者、ライブコマース配信者に関連情報を速やかに更新するよう注意喚起しなければならない。

注意喚起後も、関連のライブ配信ルーム運営者、ライブコマース配信者が依然として関連情報を速やかに更新しない場合には、ライブコマースプラットフォーム事業者は、プラットフォーム規則に基づき、相応の処分措置を講じ、かつ関連の記録を保存しなければならない。

関連のライブ配信ルーム運営者、ライブコマース配信者は、関連情報を更新後、プラットフォーム規則に基づき、プラットフォームに処分措置の解除を申請することができる。ライブコマースプラットフォーム事業者は、申請を受け取り、かつ誤りのないことを確認した後に、処

分措置を速やかに解除しなければならない。

第 23 条 ライブコマースプラットフォーム事業者は、ライブ配信ルーム運営者、ライブコマース配信者に対して、処分措置を講じる場合には、影響を受ける消費者に関連する注文処理、アフターサービス、消費者紛争の解決等について適切な手配を行い、消費者による権利保護を支援しなければならない。

第 24 条 その他のオンラインサービス提供者がライブコマース活動において、ネットワーク上の事業場所、取引仲介、情報配信等のサービスのすべて又は一部のコンテンツを提供する場合には、その具体的なサービス内容に基づき、本章に定めるライブコマースプラットフォーム事業者が履行すべき身元確認及び登記、関連情報の報告、違法行為の処分及び報告、取引情報の保存、消費者による権利保護への支援並びに監督管理法執行への協力等の相応の義務を法により履行しなければならない。関連規定に違反した場合には、法により相応の責任を負わなければならない。

第三章 ライブ配信ルーム運営者、ライブコマース配信者

第 25 条 ライブ配信ルーム運営者が法人又は非法人組織である場合には、ライブ配信アカウント情報のメインページの目立つ位置に、真実かつ有効な名称、統一社会信用コード、住所、行政許可等の情報、又は上述の情報のリンクを法により公示しなければならない。

ライブ配信ルーム運営者が自然人であり、個人事業主に該当する場合には、ライブ配信アカウント情報のメインページの目立つ位置に、真実かつ有効な名称、事業者の氏名、統一社会信用コード、事業場所、組織形態等の情報、又は上述の情報のリンクを法により公示しなければならない。法により事業主体登記手続きを必要としないその他の自然人に該当する場合には、ライブ配信アカウント情報のメインページの目立つ位置に、実際の事業所所在地、連絡方法、所属するライブコマース配信者サービス機関等の真実かつ有効な情報、又は上述の情報のリンクを法により公示しなければならない。

関連の情報に変更が生じた場合には、ライブ配信ルーム運営者は、3 営業日以内に変更状況をライブコマースプラットフォーム事業者に報告しなければならない。

ライブ配信ルーム運営者は、本弁法に従い情報を公示する場合には、同時に法律、行政法規及び国の関連規定のアカウント関連情報の表示に関する要件に合致しなければならない。

第 26 条 ライブ配信ルーム運営者は、そのライブ配信ページ上に、目立つ方法により実際に商品を販売し、又はサービスを提供する事業者の名称（氏名）、実際の事業所所在地、連絡方法等の情報、又は当該情報のリンクを継続的に表示しなければならない。

リンクを通じて関連情報を表示する場合には、次の各号に掲げる要件に合致しなければならない。

(一) ライブ配信ページ上の目立つ位置に、簡便な遷移手段を設置する。遷移先のページは第 1 項に定める情報を真実に即して完全な形で表示しなければならない。何度も遷移させてはならない。

(二) 連続的に複数の検証を行う、アカウントのフォロー、投げ銭を介した双方向のやり取りを強制する等の不合理なアクセス制限を設けてはならない。

(三) ポップアップ表示等の技術的手段により閲覧を妨害してはならない。

第 27 条 ライブ配信ルーム運営者は、実際に商品を販売し、又はサービスを提供する事業者

の名称（氏名）、統一社会信用コード（身分証明書番号）、実際の事業所所在地、連絡方法、行政許可、強制製品認証、製品合格証明文書等の情報を確認し、ライブ配信における商品選定、マーケティング用語等に対する審査・管理を強化し、かつ関連の記録を将来の調査に備えて保存しなければならない。記録の保存期間はライブ配信が終了した日から3年以上とする。

第28条 ライブ配信ルーム運営者は、ライブコマース配信者の氏名、身分証明書番号、通常の居所、連絡方法、所属するライブコマース配信者サービス機関及びライブコマース活動に関する専門資格、職業・職務等の身元情報を確認し、かつ速やかに確認・更新し、関連の記録を将来の調査に備えて保存し、ライブコマース配信者の身元情報が真実かつ有効であることを確保しなければならない。記録の保存期間はライブ配信が終了した日から3年以上とする。

ライブ配信ルーム運営者は、毎回のライブ配信前に、誤りのないことが確認されたライブコマース配信者の身元情報をライブコマースプラットフォーム事業者に報告しなければならない。

第29条 ライブ配信ルーム運営者が設定、表示するアカウント名、アイコン、プロフィール及びライブ配信ルームのタイトル、サムネイル、背景、小道具等は、法律、法規、規則の規定に合致しなければならず、国の利益及び社会公共の利益を損ね、公序良俗に反し、消費者を欺き、誤導する等の内容の情報を含めてはならない。

第30条 ライブ配信ルーム運営者は、事前法令遵守審査メカニズムを構築・整備し、ライブ配信前に関連規定に従い表示内容、解説内容、服装、背景、小道具等を審査しなければならない。

第31条 ライブ配信ルーム運営者は、ライブコマース配信者問題は正メカニズムを構築・整備し、ライブコマース配信者に失言、不完全な表現、不適切な表現等の状況が発生したことを発見した場合には、その場で是正し、かつ将来の調査に備えて記録を保存しなければならない。記録の保存期間はライブ配信が終了した日から3年以上とする。

ライブ配信ルーム運営者は、ライブ配信ルームにおける双方向のやり取りをリアルタイムで管理し、違法な情報を速やかに処分し、かつ関連の処分記録を法により保存しなければならない。

第32条 ライブ配信ルーム運営者は、目立つ方法により販売する商品の品名、価格及び価格計算単位、若しくは提供するサービスの項目、内容、価格及び価格計算方法等の情報、又は上述の情報のリンクを表示しなければならない。価格比較、割引、値下げ等の販売促進方法を採用する場合には、比較対象価格若しくは割引、値下げの計算基準等の情報、又は上述の情報のリンクを顕著に明示しなければならない。

第33条 ライブ配信ルーム運営者、ライブコマース配信者は、ライブ配信ルームを通じて次の各号に掲げる違法な商品又はサービスを販売又は提供してはならない。

- (一) 人身、財産の安全の保障及び環境保全に関する要件に合致しない商品又はサービス
- (二) 粗悪品の混入、模倣品の混入、模倣品を真正品と偽る行為、粗悪品を良品と偽る行為等による、品質不合格の商品
- (三) 法律、行政法規で取引が禁止されており、国の利益及び社会公共の利益を損ね、公序良俗に反する商品又はサービス

第34条 ライブ配信ルーム運営者、ライブコマース配信者は、商品又はサービスの事業主体及び性能、機能、品質、販売状況、ユーザー評価、受賞歴、資格・資質等について虚偽の又は誤解を招く商業宣伝を行い、消費者及びその他の事業者を欺き、誤導してはならない。

ライブ配信ルーム運営者、ライブコマース配信者は、人工知能等の技術的手段を利用し、虚

偽の又は誤解を招くビジネス情報を捏造、拡散し、他人を装って商業宣伝を行い、消費者及びその他の事業者を欺き、誤導してはならない。

第 35 条 ライブ配信ルーム運営者、ライブコマース配信者が配信するライブ配信内容が商業広告に該当する場合には、「中華人民共和国広告法」の関連規定に従い、広告配信者、広告事業者又は広告出演者の義務を履行しなければならない。

次の各号に掲げる事由は、一般的に前項における商業広告に該当する。

(一) 商品販売者又はサービス提供者以外で一定の影響力を有する自然人が、ライブコマース活動において自己の名義又はイメージを用いて商品又はサービスについて推奨、証明を行う。

(二) 商品又はサービスの販売促進を目的として、商品又はサービスを紹介するライブ配信内容を録画、カット編集、加工編集した後に、文字、画像、動画、音声等の形式によりインターネット又はその他の媒体を通じて配信する。

(三) 商業広告に該当するその他の事由

第 36 条 ライブ配信ルーム運営者、ライブコマース配信者は、虚偽の情報又は誤導を招く情報を捏造、拡散し、又は他人に捏造、拡散させることにより、その他の事業者の商業上の信用、商品の評判を損ねてはならない。

第 37 条 ライブ配信ルーム運営者は、人工知能等の技術により生成された人物画像、動画を用いてライブコマース活動に従事する場合には、関連の法律、法規、規則及び強制国家規格の要件に合致し、かつ国の関連規定に従い表示を行い、当該人物画像、動画が人工知能等の技術により生成されたことを継続的に消費者に示さなければならない。

ライブコマース活動において、人工知能等の技術により生成された人物画像、動画を使用するにあたり、法律、法規、規則に違反した事由が存在する場合には、当該人物画像、動画を管理、又は使用するライブ配信ルーム運営者が法により責任を負うものとする。法律、法規、規則に別段の定めがある場合には、その定めに従う。

第四章 ライブコマース配信者サービス機関

第 38 条 ライブコマース配信者サービス機関は、内部管理制度を構築・整備し、ライブコマース配信者の募集、研修、使用、管理等の業務を規範化しなければならない。

第 39 条 ライブコマース配信者サービス機関は、ライブコマース配信者の募集メカニズムを整備し、ライブコマース配信者の氏名、身分証明書番号、通常の居所、連絡方法及びライブコマース活動に関する専門資格、職業・職務等の身元情報を確認しなければならない。

第 40 条 ライブコマース配信者サービス機関は、ライブコマース配信者と契約を締結し、各自の履行すべき義務を明確にしなければならない。自己が法により負うべき責任を軽減又は免除してはならない。

第 41 条 ライブコマース配信者サービス機関は、ライブコマース配信者に対する研修を強化し、ライブコマース活動において法により履行すべき義務について注意喚起しなければならない。

第 42 条 ライブコマース配信者サービス機関は、ライブコマース配信者に対する日常的な管理及び規範化・指導を強化し、ライブコマース配信者違法行為処分制度を構築・整備し、ライブコマース配信者の違法行為を発見した場合には、速やかに必要な処分措置を講じなければならない。

第 43 条 ライブコマース配信者サービス機関は、ライブ配信ルーム運営者と共同で商業活動を実施する場合には、ライブ配信ルーム運営者の名称（氏名）、統一社会信用コード（身分証明書番号）、実際の事業所所在地、連絡方法、行政許可等の情報を確認し、かつ書面による契約を締結し、ライブコマース配信者の管理、ライブ配信内容の管理、製品品質審査、消費者権益の保護等における各自の義務を明確にしなければならない。

第 44 条 ライブコマース配信者サービス機関は、虚偽の取引、虚偽の評価等の方法を通じて、ライブ配信ルーム運営者、ライブコマース配信者による虚偽の又は誤解を招く商業宣伝の実施に協力してはならない。

第 45 条 ライブコマース配信者サービス機関は、ライブ配信における商品選定サービスを提供する場合には、実際に商品を販売し、又はサービスを提供する事業者の名称（氏名）、統一社会信用コード（身分証明書番号）、実際の事業所所在地、連絡方法、行政許可、強制製品認証、製品合格証明文書等の情報を確認し、かつ関連の記録を将来の調査に備えて保存しなければならない。記録の保存期間はライブ配信が終了した日から 3 年以上とする。

第五章 監督管理

第 46 条 市場監督管理、インターネット情報部門は、職責に基づきライブコマース活動に対する監督管理を強化し、かつ手掛りの移送、情報共有、協議・検討・判断等の業務メカニズムを構築・整備しなければならない。

市場監督管理、インターネット情報部門がライブコマースプラットフォーム事業者、ライブ配信ルーム運営者、ライブコマース配信者サービス機関に対して法により監督管理を実施する場合には、関連の事業主体は、これに協力し、必要なデータ、技術的支援及び援助を提供し、かつ提供するデータの真実性、正確性を確保しなければならない。

第 47 条 ライブコマースプラットフォーム事業者、自前のウェブサイト、その他のオンラインサービスを通じてライブコマース活動に従事するライブ配信ルーム運営者、及びライブコマース配信者サービス機関による本弁法の規定に違反する行為については、その住所地の県級以上の市場監督管理、インターネット情報部門が職責に基づき管轄する。

ライブコマースプラットフォームを通じてライブコマース活動に従事するライブ配信ルーム運営者による本弁法の規定に違反する行為については、その実際の事業所所在地の県級以上の市場監督管理、インターネット情報部門が職責に従い管轄する。実際の事業所所在地を確定することができず、事業主体登記手続きがすでに行われている場合には、その住所地の県級以上の市場監督管理、インターネット情報部門が職責に従い管轄する。事業主体登記手続きが行われていない場合には、ライブコマースプラットフォーム事業者の住所地の県級以上の市場監督管理、インターネット情報部門が職責に従い管轄する。

ライブコマース配信者による本弁法の規定に違反する行為については、前 2 項の規定に従いその所在するライブ配信ルームの運営者による違法行為の管轄を担当する市場監督管理、インターネット情報部門が職責に従い管轄する。

第 48 条 ライブコマースプラットフォーム事業者の住所地の省級市場監督管理部門は、業務上の必要性に基づき、その把握しているライブ配信ルーム運営者、ライブコマース配信者の身元情報をライブ配信ルーム運営者の実際の事業所所在地の省級市場監督管理部門と速やかに共有しなければならない。

第 49 条 市場監督管理、インターネット情報部門は、職責に基づき違法の疑いがあるライブコマース活動に対して調査・処分を行う場合には、法により次の各号に掲げる措置を講じることができる。

(一) 違法の疑いがあるライブコマース活動と関係がある場所に対して立入検査を行う。

(二) 違法の疑いがあるライブコマース活動と関係がある契約書、伝票、帳簿等の関連資料を閲覧、複製する。

(三) 違法の疑いがあるライブコマース活動と関係がある電子データを収集、取り寄せ、複製する。

(四) 違法なライブコマース活動に従事している疑いがあるライブコマースプラットフォーム事業者、ライブ配信ルーム運営者、ライブコマース配信者、ライブコマース配信者サービス機関等の当事者に対して事情聴取を行う。

(五) 違法の疑いがあるライブコマース活動と関係がある自然人、法人及び非法人組織から関連の状況の聴き取りを行う。

(六) 法律、法規の規定により講じることができるその他の措置

第 50 条 市場監督管理、インターネット情報部門は、ライブ配信ルーム運営者、ライブコマース配信者、ライブコマース配信者サービス機関に市場監督管理、インターネット情報分野の法律、法規、規則に違反する行為が存在することを発見し、法によりライブコマースプラットフォーム事業者に対して必要な処分措置を講じることが要求された場合には、ライブコマースプラットフォーム事業者はこれに協力しなければならない。

第 51 条 市場監督管理部門は、法によりライブコマースプラットフォーム事業者、ライブ配信ルーム運営者、ライブコマース配信者、ライブコマース配信者サービス機関等の主体に対して信用監督管理を実施し、その登録・登記、届出、行政許可、抜取検査・調査結果、行政処罰、存続状態、事業異常名簿及び市場監督管理重大違法・信用失墜名簿への掲載等の情報を、法により国家企業信用情報公示システムを通じて公示する。重大違法・信用失墜行為が存在する者に対して、法により相応の懲戒措置を講じる。

前項に定める情報は、さらに市場監督管理部門の公式ウェブサイト、インターネット検索エンジン、事業者が事業活動を行うメインページの目立つ位置等に公示することができる。

インターネット情報部門は、行った違法行為の情状が重大で、悪影響が著しい関連の主体に対して、法によりインターネット重大信用失墜名簿に掲載し、かつ相応の懲戒措置を講じる。

第 52 条 ライブコマースプラットフォーム事業者、ライブ配信ルーム運営者、ライブコマース配信者、ライブコマース配信者サービス機関が次の各号に掲げる事由のいずれかに該当する場合には、市場監督管理、インターネット情報部門は、職責に基づきその関連の責任者に対して行政指導を行い、状況の説明、是正措置の実施を要求することができる。

(一) ライブコマースに関する法定義務の履行が不十分である。

(二) ライブコマースに対する世論に重大なマイナスの影響を及ぼす事案が発生した。

(三) 市場監督管理、インターネット情報部門が日常の監督管理においてライブコマースの秩序にマイナスの影響を及ぼす可能性がある問題が存在することを発見した。

(四) 消費者等の関連の当事者の合法的権益が保障されていない。

(五) 行政指導が必要なその他の事由

第六章 法的責任

第 53 条 ライブコマースプラットフォーム事業者に次の各号に掲げるいずれかの行為があり、市場監督管理部門の職責に該当する場合には、市場監督管理部門が「中華人民共和国電子商取引法」第 80 条の規定に従い処罰する。

(一) 本弁法第 8 条第 1 項の規定に従いライブ配信ルーム運営者の身元情報に対する確認、登記を行わない。

(二) 本弁法第 9 条第 1 号、第 2 号の規定に従い関連情報を報告しない。

(三) 本弁法第 16 条に定める取引情報保存義務を履行しない。

第 54 条 ライブコマースプラットフォーム事業者に次の各号に掲げるいずれかの行為があり、法律、行政法規に定めがある場合には、その定めに従う。法律、行政法規に定めがなく、市場監督管理部門の職責に該当する場合には、市場監督管理部門が期限付きの是正を命じる。是正を拒絶し、又は情状が重大である場合には、1 万元以上 10 万元以下の過料を科す。

(一) 本弁法第 8 条第 3 項の規定に従いライブコマース配信者の真の身元に対して確認を行わない。

(二) 本弁法第 9 条第 3 号の規定に従い関連情報を報告しない。

(三) 本弁法第 10 条に定める研修義務を履行しない。

(四) 本弁法第 11 条第 1 項の規定に従いライブ配信ルーム運営者の分級分類管理制度を構築・整備しない。

(五) 本弁法第 12 条の規定に従いプラットフォーム内違法行為処分制度を構築・整備しない。

(六) 本弁法第 13 条の規定に従いリスク識別制度を構築・整備しない。

(七) 本弁法第 14 条の規定に従いブラックリスト制度を構築・整備しない。

(八) 本弁法第 17 条の規定に従い効果的な措置を講じて関連の虚偽の商業宣伝行為を予防、処分しない。

(九) 本弁法第 22 条に定める注意喚起、処分義務を履行しない。

第 55 条 ライブコマースプラットフォーム事業者が本弁法第 18 条の規定に違反し、市場監督管理部門の職責に該当する場合には、市場監督管理部門が「中華人民共和国消費者権益保護法实施条例」第 50 条第 1 項の規定に従い処罰する。

第 56 条 ライブコマースプラットフォーム事業者が本弁法第 19 条の規定に違反し、ライブ配信ルーム運営者、ライブコマース配信者による消費者の合法的権益を侵害する行為に対して必要な措置を講じない場合には、市場監督管理部門が「中華人民共和国電子商取引法」第 83 条の規定に従い処罰する。

第 57 条 ライブ配信ルーム運営者が本弁法第 25 条第 1 項から第 3 項に定める情報公示義務を履行しない場合には、市場監督管理部門が「中華人民共和国電子商取引法」第 76 条の規定に従い処罰する。

第 58 条 ライブ配信ルーム運営者が本弁法第 26 条に定める情報表示義務を履行せず、法律、行政法規に定めがある場合には、その定めに従う。法律、行政法規に定めがなく、市場監督管理部門の職責に該当する場合には、市場監督管理部門が期限付きの是正を命じる。期限が過ぎても是正しない場合には、1 万元以下の過料を科す。

第 59 条 ライブ配信ルーム運営者に次の各号に掲げるいずれかの行為があり、法律、行政法規に定めがある場合には、その定めに従う。法律、行政法規に定めがなく、市場監督管理部門の職責に該当する場合には、市場監督管理部門が期限付きの是正を命じる。是正を拒絶し、又

は情状が重大である場合には、1 万元以上 10 万元以下の過料を科す。

(一) 本弁法第 27 条、第 28 条に定める確認義務を履行しない。

(二) 本弁法第 29 条の規定に従いアカウント名、アイコン、プロフィール及びライブ配信ルームのタイトル、サムネイル、背景、小道具等を設定、表示しない。

(三) 本弁法第 30 条の規定に従い事前法令遵守審査メカニズムを構築・整備しない。

(四) 本弁法第 31 条の規定に従いライブコマース配信者問題は正メカニズムを構築・整備しない。

(五) 本弁法第 37 条第 1 項に定める表示義務を履行しない。

第 60 条 ライブ配信ルーム運営者が本弁法第 32 条の規定に違反した場合には、市場監督管理部門が「中華人民共和国価格法」、「価格違法行為行政処罰規定」に従い処罰する。

第 61 条 ライブ配信ルーム運営者、ライブコマース配信者が本弁法第 33 条の規定に違反し、ライブ配信ルームを通じて関連の違法な商品又はサービスを販売又は提供し、法律、行政法規に定めがある場合には、その定めに従う。法律、行政法規に定めがなく、市場監督管理部門の職責に該当する場合には、市場監督管理部門が期限付きの是正を命じ、1 万元以上 10 万元以下の過料を科す。

第 62 条 ライブ配信ルーム運営者、ライブコマース配信者、ライブコマース配信者サービス機関が本弁法第 34 条、第 44 条の規定に違反した場合には、市場監督管理部門が「中華人民共和国不正競争防止法」第 25 条第 1 項の規定に従い処罰する。虚偽広告の掲載に該当する場合には、「中華人民共和国広告法」第 55 条の規定に従い処罰する。

ライブ配信ルーム運営者、ライブコマース配信者が本弁法第 36 条の規定に違反した場合には、市場監督管理部門が「中華人民共和国不正競争防止法」第 28 条の規定に従い処罰する。

第 63 条 ライブコマース配信者が本弁法第 33 条、第 34 条、第 36 条の規定に違反し、職務行為に該当する場合には、その在籍組織が相応の行政責任を負う。ただし、当該ライブコマース配信者の行為がその職務行為と関係がないことを証明する証拠がある場合を除く。

第 64 条 ライブコマース配信者サービス機関が本弁法第 39 条、第 43 条、第 45 条に定める確認義務を履行せず、又は本弁法第 42 条の規定に従いライブコマース配信者に対する日常的な管理及び規範化・指導を強化せず、法律、行政法規に定めがある場合には、その定めに従う。法律、行政法規に定めがなく、市場監督管理部門の職責に該当する場合には、市場監督管理部門が期限付きの是正を命じる。是正を拒絶し、又は情状が重大である場合には、1 万元以上 10 万元以下の過料を科す。

第 65 条 ライブコマース活動において違法な情報を制作、複製、配信、拡散し、又は不適切な情報の制作、複製、配信、拡散を予防、制止するための措置を講じない場合には、インターネット情報部門が職責に基づき、「中華人民共和国サイバーセキュリティ法」、「インターネット情報サービス管理弁法」等の法律、行政法規の規定に従い処罰する。

本弁法第 6 条から第 8 条まで、第 10 条、第 11 条第 1 項、第 12 条、第 13 条、第 14 条第 1 項から第 3 項まで、第 16 条、第 17 条、第 25 条第 4 項、第 27 条、第 29 条から第 31 条まで、第 34 条、第 36 条、第 37 条、第 41 条から第 44 条までの規定に違反し、インターネット情報部門の職責に該当する場合には、インターネット情報部門が「中華人民共和国サイバーセキュリティ法」、「インターネット情報サービス管理弁法」等の法律、行政法規の規定に従い処罰する。法律、行政法規に定めがない場合には、インターネット情報部門が期限付きの是正を命じる。是正を拒絶し、又は情状が重大である場合には、1 万元以上 10 万元以下の過料を科し、か

つ関連サービスの提供の一時停止を命じることができる。

第 66 条 市場監督管理、インターネット情報部門による本弁法に基づく職責の履行を妨害し、監督管理法執行を拒絶、妨害し、法律、行政法規、部門規則に定めがある場合には、その定めに従う。法律、行政法規、部門規則に定めがない場合には、市場監督管理、インターネット情報部門が職責に基づき是正を命じ、個人に対して 1,000 元以上 1 万元以下の過料を科し、組織に対して 1 万元以上 10 万元以下の過料を科すことができる。

第 67 条 本弁法の規定に違反し、犯罪の疑いがある場合には、法により司法機関に移送し、刑事責任を追及する。

第七章 附 則

第 68 条 ライブコマース活動の監督管理が法によりその他の関係部門の職責に該当する場合には、その他の関係部門が関連規定に従い執行する。

第 69 条 本弁法は、2026 年 2 月 1 日より施行する。

【出所】 国家市場監督管理総局 国家インターネット情報弁公室

https://www.samr.gov.cn/zw/zfxxgk/fdzdgknr/fgs/art/2026/art_ce66ea61fcec4583b5dbd677f470088b.html

※本資料はジェトロが政府公表資料に基づき独自に作成した翻訳となります。ジェトロでは情報・データ・解釈などをできる限り正確に記載するよう努力しておりますが、本資料で提供した情報などの正確性についてジェトロが保証するものではないことを予めご了承下さい。